

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年5月1日から21年9月1日まで

ねんきん定期便によれば、A事業所における標準報酬月額と厚生年金保険料納付額は、申立期間において、給与支給明細書で確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額と比較して低くなっているため、給与支給明細書において確認できる額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録から確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う

報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日及びB事業所における資格取得日を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については同年4月から同年6月までは9,000円、同年7月及び同年8月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和38年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和38年5月から同年8月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月30日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、申立期間は経営者を同じくするA事業所からB事業所へ異動した時期であり、1日の空白もなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所（B事業所を吸収合併）が提出した申立人に係る昭和38年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の記録並びに同僚の証言及び当該同僚のB事業所における厚生年金保険の資格取得日から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年5月1日にA事業所からB事業所に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、昭和38年4月から同年6月までは

9,000 円、同年 7 月及び同年 8 月は 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を同年 5 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 4 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 38 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47年6月から同年9月までは8万6,000円、同年10月から48年2月までは8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月1日から48年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A事業所に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B事業所が保管する厚生年金基金加入員資格喪失届、同加入員資格取得届及び企業年金連合会から提出されたD厚生年金基金の中脱記録照会から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和48年3月1日にA事業所からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るD厚生年金基金の報酬給与額から、昭和47年6月から同年9月までは8万6,000円、同年10月から48年2月までは8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が
見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月 16 日から 29 年 1 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、退職金支給明細票の入社年月日の記載から、申立期間もA事業所で勤務したことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した退職金支給明細票の勤続年数に係る記載及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間にA事業所B工場で勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所B工場で申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚の雇用保険の資格取得年月日を調査したところ、厚生年金保険の資格取得年月日より前に雇用保険に加入していることが確認できることから、当該事業所は、必ずしも採用後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、上述の複数の同僚は、「入社した時は臨時雇用だった。」と証言しており、そのうちの一人は、「臨時雇用の工員として勤務した期間も、退職時の勤続年数に加算されている。しかし、正社員の採用試験を受ける前のため厚生年金保険に加入させてもらえなかったと思う。」と述べている。

さらに、A事業所は、「申立期間当時の書類がないため、厚生年金保険の取扱いを確認することはできず、控除についても不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。